

## 山形県建築基準条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1. 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「改正建築基準法」という。）により、最近の建築物における状況から、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するために法改正されたことを受け、条例を改正する。

改正建築基準法は、公布の日から 3 月以内に施行されるものと 1 年以内に施行されるものがあるが、本改正は、公布の日から 3 月以内に施行されるものについて改正する。

### 2. 改正の概要

#### (1) 建築基準法第 24 条の廃止に伴う改正

これまで建築基準法では、一定の用途・規模の特殊建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分の防火構造が義務付けられており、条例においても小規模の特殊建築物について、同様に外壁及び軒裏の防火構造を義務付けている。

改正建築基準法では、法が制定された昭和 36 年当時と比べて消防力が格段に向上し、法第 23 条に規定する 20 分の非損傷性・遮熱性が確保されていれば、火災の延焼防止という法第 24 条の目的は達成されているとして、法第 24 条が廃止された。

条例においても建築基準法と同様に、外壁及び軒裏の防火構造を義務付けている、条例第 28 条、第 34 条第 1 項及び第 43 条を廃止することとする。

木造建築物等における外壁及び軒裏の防火構造の規制に係る部分の比較

No.	用途	山形県建築基準条例	建築基準法	
		第 28 条・第 34 条・第 43 条（廃止）	第 24 条（廃止）	第 25 条
1	学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット、公衆浴場	—	全て	延べ面積（同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合、その合計） 1,000 m <sup>2</sup> 超
2	自動車車庫	—	床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> 超	
3	百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫	—	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 超	
4	ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、児童福祉施設等	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 超 ※第 28 条	—	
5	長屋の用途に供するもの（2 戸建てのものを除く。）	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 超 ※第 34 条第 1 項	—	
6	展示場（展示の用に供する居室で床面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるものを有するものに限る。）、博物館、美術館及び図書館	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上 ※第 43 条第 1 項	—	
7	遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、待合、料理店及び飲食店	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上 ※第 43 条第 1 項	—	
8	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	階数 2 かつ 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上 ※第 43 条第 2 項	—	

※太い線で囲まれた部分が改正後に廃止される部分

#### (2) 建築基準法第 85 条の改正に伴う改正

改正建築基準法により、法第 85 条第 6 項に「国際的な規模の会議又は競技会（オリンピック、パラリンピック等）の用に供すること等の理由により、一年を超えて使用する

特別の必要がある仮設興行場等」の許可が追加された。

これらの建築物について、法第85条第5項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」と同様に条例の規定を適用しないこととする。

国土交通省  
一部新設  
(第85条第6項・第7項)

### 第11-1 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例

**現行規定**

**第85条第5項**

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗  
その他これらに類する仮設建築物

**1年が存続期間の上限**

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

- 制定時(昭和25年)において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、**実例に照らし、6か月以内の短期間に限り行われるものと想定されていた。**
- 昭和45年改正で、**実例に照らし、上限を1年に延長。**

**(参考)第85条第1項・第2項**

①次のいずれかに該当する応急仮設建築物(第1項)

- 国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築
- 被災者が自ら使用するために建築(延べ面積30㎡以内)

②公益上必要な用途に供する応急仮設建築物(第2項)

**3か月+2年=2年3か月が存続期間の上限**

- 通常の災害では、2年3か月以内に恒久的な建築物が整備され、移行可能となるため。

※若しくは異常かつ激甚な非常災害では、恒久的な建築物の整備に更なる期間を要するため、住宅について、特定非常災害法で特例を規定。  
※東日本大震災では、これに加えて、地域住民の生活に必要な応急仮設建築物(住宅を除く。)について、東日本大震災復興特別区域法で特例を規定。

**改正内容**

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する**特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が、建築審査会の同意を得て認めた場合には、1年を超えることができるようになる。**

※例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、プレ大会に備え、開催の約2~3年前から仮設観客施設等を設ける必要。

テント(建築物)	観覧席(建築物)
 練習会場や選手村のダイニングなど	 観覧席側
 内観(ダイニング)	 観覧席裏側
 俯瞰	

### (3) その他

改正建築基準法に伴い条例の項がずれるため、そのずれを修正する。

### 3. 施行日

条例の公布の日。